『日本体育大学秋田県同窓会規約』

第１条　本会は、「日本体育大学秋田県同窓会」と称し、「事務局」を会長の定めるところに置く。

※会則に基づき会事務局を下記の通り定める。

住　　所　仙北郡美郷町本堂城回字元木堂道南２４３－３
事務局長　青谷　千里
電　　話　自宅　0187-85-4611　携090-3984-1097

第２条　本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展と体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第３条　本会は次の事業を行う。

１　会員の親睦のための事業
２　母校発展のための事業
３　その他の事業

第４条　本会は、秋田県に在住する日本体育大学及びその前身学校、日本体育大学女子短期大学部、日本体育大学大学院の卒業生をもって組織する。

第５条　会員は、本会の会費の納入により、会員資格を有する。
本人の希望により年度途中に退会した場合、会費の返納はしない。

第６条　本会は、次の地区を置き、会の円滑な運営を図るため、各地区に支部組織をおくことができる。別に女子部と企業部を置く。

１　県北地区（鹿角支部・大館北秋田支部・能代山本支部）
２　中央地区（秋田中央支部・本荘由利支部）
３　県南地区（湯沢雄勝支部・横手支部・大曲仙北支部）
４　女 子 部
５　企 業 部

「役員・任期・役員の選出」

第７条　本会に、次の役員を置く。会長１名、副会長若干名、理事若干名、事務局長１名、監事２名

１　会　　長：会を代表し、会務を総括する
２　副 会 長：会長を補佐する
３　代 議 員：事業の計画と執行に当たる
４　事務局長：事務処理と本会の会計を担当する
５　監　　事：本会の会計を監査する

第８条　役員の任期は、３年とするが、再任を妨げない。

第９条　役員等の選出は、次による。
　１　会長・副会長・監事は、理事会で選出する。
　２　代議員は、各支部長、事務局長及び会長が委嘱したものとする。
　３　役員は、代議員会で承認を受ける。
　４　事務局長は、会長が委嘱する。

第 10 条　　役員は、支部の選出による

第 11 条　本会の運営を円滑に行うために、次の会議を行う。
　１　代議員総会：会の活動や運営について協議し、承認する。
　２　特別委員会：必要に応じて会長が臨時に設置し、会長の諮問に応じる。

第 12 条　本会は、全会員の会費及び寄付金、その他の収入をもって運営する。
　１　会費額及び徴収方法は代議員会で決定する。
　２　本会の会計は、単年度会計とする。

平成２０年１２月　１日　施行
平成２５年　４月　１日　一部改訂
平成２９年　６月１０日　一部改訂
令和　２年　４月１８日　一部改訂
令和　５年　２月２８日　一部改訂
令和　８年　６月１３日　一部改訂